

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特になし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

平成31年3月8日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	<p>情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。</p> <p>(1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。</p> <p>(2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。</p> <p>(3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> <p>(5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (生活保護システム)</p>
システム3	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (中間サーバー、既存業務システム)</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 中間サーバーの「システム方式設計書」の記載に沿って、対応する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、上記機能のみ使用する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)特定医療費(指定難病)給付システムファイル (2)統合番号連携ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の119項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 【提供】 番号法 第19条第7号 別表第二の26項、56の2項、87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康安全部保健事業課
②所属長の役職名	保健事業課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)給付システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特定医療費(指定難病)申請者・保護者、及び支給認定基準世帯員(本人と同公的医療保険、同世帯であり、公的医療保険の種類によりその範囲が異なる。以下同様。)
その必要性	特定医療費(指定難病)の支給認定業務と給付業務を適正に行うため必要である。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先: 本人への連絡のために保有する。</li> <li>・その他住民票関係情報: 特定医療費支給の申請上必要なため保有する。</li> <li>・地方税関係情報: 本人及び世帯の課税状況や所得を把握し、所得区分を判定するために保有する。</li> <li>・健康・医療関係情報: 対象疾病や重症度、医療機関等を把握し、支給認定や給付をするため保有する。</li> <li>・医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 自己負担上限月額等の判定等のために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年3月1日
⑥事務担当部署	健康福祉局保健事業課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 財政局税務課、市民局窓口サービス課、健康福祉局生活支援課・保険年金課・医療援助課、介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の市区町村及び都道府県 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 各医療保険者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	支給認定、給付	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局保健事業課、鶴見区高齢・障害支援課、神奈川区高齢・障害支援課、西区高齢・障害支援課、中区高齢・障害支援課、南区高齢・障害支援課、港南区高齢・障害支援課、保土ヶ谷区高齢・障害支援課、旭区高齢・障害支援課、磯子区高齢・障害支援課、金沢区高齢・障害支援課、港北区高齢・障害支援課、緑区高齢・障害支援課、青葉区高齢・障害支援課、都筑区高齢・障害支援課、泉区高齢・障害支援課、栄区高齢・障害支援課、戸塚区高齢・障害支援課、瀬谷区高齢・障害支援課
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・指定医作成の臨床調査個人票を支給認定に使用。 ・地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉情報、生活保護情報及び介護・高齢者福祉関係情報を負担上限月額の判定に使用。	
情報の突合	本人及び指定医からの情報は受給者番号(内部識別番号)、庁内他部署からの情報は個人基本番号(内部識別番号)にて突合。	
⑥使用開始日	平成30年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	システム運用保守業務委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	特定医療費支払業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	神奈川県国民健康保険連合会及び社会保険診療報酬支払基金神奈川支部	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項3</b>		支給認定・更新業務委託	
①委託内容		・支給認定及び更新にかかる申請の受付、書類審査、書類不備連絡、申請情報のシステム入力、支給認定処理、受給者証等の発行業務。給付業務の補助。	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項4</b>		コールセンター業務	
①委託内容		市民・医療機関等からの問い合わせ対応。	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 26項
②提供先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち要保護者等
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 56の2項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち被災者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度

<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 87項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち要支援者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度
<b>移転先1</b>	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第2項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第2の26項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度

<b>移転先2</b>	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち要保護者等
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度
<b>移転先3</b>	総務局危機管理室情報技術課
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 56の2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち被災者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度

<b>移転先4</b>	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二 87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する事務
③移転する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条の特定医療費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給者のうち要支援者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費(指定難病)給付システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。</li> <li>・鍵は決められた職員が机の中で保管し、情報を取り扱う場合は、決められた職員が立ち会う。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉局保健事業課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓口サービス課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	特定医療費(指定難病)支給情報の管理	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局保健事業課、鶴見区高齢・障害支援課、神奈川区高齢・障害支援課、西区高齢・障害支援課、中区高齢・障害支援課、南区高齢・障害支援課、港南区高齢・障害支援課、保土ヶ谷区高齢・障害支援課、旭区高齢・障害支援課、磯子区高齢・障害支援課、金沢区高齢・障害支援課、港北区高齢・障害支援課、緑区高齢・障害支援課、青葉区高齢・障害支援課、都筑区高齢・障害支援課、泉区高齢・障害支援課、栄区高齢・障害支援課、戸塚区高齢・障害支援課、瀬谷区高齢・障害支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号を生成する。</li> <li>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。</li> <li>住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。</li> <li>・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。</li> <li>・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。</li> <li>・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。</li> </ul>	
	情報の突合	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	運用保守業務委託	
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	システム運用保守支援業務
委託事項2～5		
委託事項2	オペレーション業務委託	
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社SH-Net	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### <特定医療費(指定難病)給付システムファイル>

#### 【個人基本情報】

市区町村番号、整理番号、履歴番号、氏名、生年月日、性別、町番号、行政区番号、番地、郵便番号、集配局、住所、続柄、世帯番号、世帯主氏名、住登外区分、外国人フラグ、住民となった日、住民でなくなった日、最新異動区分、最新異動日、最新異動届出日、住民異動区分、住民異動日、取消区分、転入前住所、転出後住所、電話番号、個人課税区分、世帯課税区分、被災者区分

#### 【指定難病申請・発行情報】

申請日、転入フラグ、受付窓口区分、申請区分、変更内容、再交付理由区分、申請受理日、申請受理番号、申請方法区分、添付書類種別、保険者照会同意フラグ、進達区分、進達日、本庁受領日、登録支所区分、申請備考、臨床調査個人票作成医、診療科区分、医師照会区分、医師照会日、医師照会完了日、保険証種類区分、保険者番号、保険証の記号番号、被保険者氏名、被保険者続柄区分、本人家族の別区分、保険者照会区分、保険者照会日、保険者照会完了日、適用区分、保険者備考、市町村民税課税区分、収入額、市町村民税所得割額、世帯按分フラグ、階層区分、負担上限月額、高額かつ長期フラグ、人工呼吸器フラグ、所得状況の確認不能フラグ、生保移行防止措置対象者フラグ、生保移行防止措置食費免除フラグ、生保移行防止措置前階層区分、審査グループ、書類審査区分、審査依頼区分、審査依頼日、審査結果登録日、再審査フラグ、再審査依頼日、再審査依頼日、再審査結果登録日、審査備考、軽症高額該当フラグ、軽症高額照会区分、軽症高額照会日、軽症高額照会完了日、認定区分、有効期間開始日、有効期間終了日、非認定理由、認定保留理由、負担者番号、受給者番号、交付日、認定備考、起案区分、起案日、決裁区分、決裁日、既認定者フラグ、重症患者フラグ、喪失理由区分、喪失日、勸奨通知区分、勸奨通知日、申請者通知区分、申請者通知日、医療機関通知区分、医療機関通知日、本人個人整理番号、本人個人氏名、本人個人生年月日、本人個人続柄区分、本人個人性別区分、本人個人郵便番号、本人個人住所、本人個人電話番号、申請者個人整理番号、申請者個人氏名、申請者個人生年月日、申請者個人続柄区分、申請者個人性別区分、申請者個人郵便番号、申請者個人住所、申請者個人電話番号、疾患分類番号、疾患番号、疾病非認定フラグ、主たる疾病フラグ、疾病備考、税賦課年度、世帯員整理番号、世帯員氏名、世帯員生年月日、世帯員性別区分、世帯員続柄区分、小慢難病受給区分、市町村民税課税区分、市町村民税所得割額、市町村民税均等割額、合計所得金額、公的年金等の収入金額、その他厚生労働省で定める給付、負担上限月額、世帯備考、被保険者又は本人フラグ、施設番号、適用開始日、主たる医療機関フラグ

#### 【指定難病給付情報】

請求年月、診療年月、入外別区分、給付種別区分、日数、回数、決定点数、総医療費、医療保険負担額、公費負担額、自己負担額、市区町村補助金額、保険種別区分、請求医療機関番号、介護サービス種類コード、レセプト区分、件数、再審査請求区分、調整年月日、調整区分、入力日、給付管理備考

#### 【指定難病償還申請情報】

申請日、受付窓口区分、認定区分、請求理由種別、申請受理日、申請受理番号、添付書類種別、進達区分、進達日、本庁受領日、登録支所区分、償還申請備考、請求金額、支払予定金額、支給決定日、支給決定理由、金融機関番号、支店番号、預金種別、口座番号、名義人氏名

#### <統合番号連携ファイル>

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
特定医療費(指定難病)給付システムファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有基盤システム(特定医療費(指定難病)給付システムの上部システム)へのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・職員ごとにユーザーID・パスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。</li> <li>・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に顔認証を導入し、二要素認証を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報室市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
誤った内容で登録しないよう、届出の内容とシステムに入力した内容に誤りがないか複数の職員で確認を行っている。また、提供や移転は庁内連携システムを介して行うなど閉じられたネットワークの中でやりとりを行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;          ○統合番号連携システムの画面において、          ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。          ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。          ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。          ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。          ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。          ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。          (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。          (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;          ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。          ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。          ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、          番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること          その照会の必要性          提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること          を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。          ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。          ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;業務システムファイルにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報入手できないように制御する。</li> </ul> <p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。</li> <li>・紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管し、消去する場合は裁断処理や外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する</p>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt; 年に1回、個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
統合番号連携ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにする。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ○統合番号連携システムの画面において、  ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。  ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。  ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。  ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。  ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、  番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること  その照会の必要性  提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること  を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

8. 監査

実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	<p>指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/</a>) 請求先に持参又は郵送。</p>
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4040
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。</li> <li>・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。</li> </ul>

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	現在の記載	保健事業課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	未定	日本コンピューター株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第1項及び第2項	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第2項及び第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2から4 ①法令上の根拠	(追加)	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例 第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム	[○] 紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月8日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に顔認証を導入し、二要素認証を行う。	事後	セキュリティリスクを低減させる変更であり、事前の公表が義務付けられない

## 過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

発生年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成28年6月20日	区地域振興課の職員が、美術公募展 展応募者101名あてに、約30名ずつ3 回に分けて申込書受付通知メールを送 信する際、ほかの応募者のメールアドレス を宛先(CC)で送信した。	101件	複数の市民の方に大量にメールを送る場合には、メーリング リストからBCCに移す作業を複数の職員が目視するようミス をしにくい工夫を行う。
2 平成28年6月29日	区生活支援課の職員が、担当している 生活保護世帯全員のリストを、簡易宿泊 所の手洗いに置き忘れ、一時的にリスト を紛失した。(当該リストは後に発見さ れ、回収済み。)	106件	(1)原則受給世帯の個人情報は持ち出さないことを朝礼で再 確認することを徹底する。 (2)例外として、個人情報が記載されている資料を持ち出す場 合、個人情報持出簿に記入後、上司の決裁を受けるよう改め て徹底する。
3 平成29年4月12日	水道局の職員が、協会の会員企業 に、「ビジネスセミナーのご案内」を電子 メールで送信する際、会員企業164社の 175件のメールアドレスを、他の受信者 のメールアドレスが判別できない方式(B CC)に設定して送信すべきところ、全員 のメールアドレスが表示された状態(TO [宛先])で一斉送信した。	104件	(1)メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが判別 できない方式(BCC)になっているかどうかなど、複数人による ダブルチェックを再度徹底する。 (2)間違いを犯しやすい項目を抽出したチェックリストを活用す ることで、再発防止に努める。
4 平成29年8月8日	水道局の水道事務所で、水道料金・下水 道使用料の請求漏れを防ぐため、毎月 作成して処理を行っている「未請求者一 覧」という帳票7枚が所在不明となった。	最大112件	当該水道事務所では職員個人が未請求者一覧を保管してい たが、今後は、組織として管理ルールを徹底し紛失を防止。 また、未請求者一覧に処理内容の記載欄を設けるとともに、 ダブルチェックを徹底する。
5 平成29年10月27日	経済局が運営する「横浜ライフイノー ベーションプラットフォーム」の会員や関係者 向けに「セミナーのご案内」を電子メール で送信する際、他の受信者のメールアド レスが判別できない方式(BCC)に設定し て送信すべきところ、送信した139か所 のメールアドレスが表示された状態(TO[宛 先])で一斉送信した。	131件	当該職員のメール設定を、誤操作があってもすぐにメールが 送信されないよう変更。 また、個人情報を扱っていることを再認識し、特に、お互いに アドレスを知らないと思われる相手先にメールを送信する際 には、チェックリストを活用して注意するとともに、ダブル チェックの方法を、送信時だけでなく、作業開始時にも行う など再徹底する。
6 平成29年12月25日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)に おいて、通所介護送迎時に使用する送 迎専用ファイル1冊(139人分)を紛失し た。ファイルは直後に隣接する消防署の 職員により地域ケアプラザ裏の路上で拾 得され、警察に届けられていたため、回 収した。	139件	<地域ケアプラザ> 「個人情報保護マニュアル」の改定を検討する。また、送迎を 担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報 を地域ケアプラザ内で確認する。 それに加えて、全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱い に対する指導を行い、再発防止を徹底する。 <区役所> 地域ケアプラザに対し、個人情報の管理の徹底を指示し、再 発防止に向けた研修を行うよう指導した。また、区内のケア プラザと今回の事例を共有し、全職員への注意喚起を要請し た。
7 平成30年8月9日	水道局の責任職が、職務上携帯してい る公用の携帯電話を帰宅途中に紛失し た。携帯電話は、セキュリティロックを していたが、水道局責任職が保有する公 用携帯電話の電話番号、メールアドレス 、水道局の職場電話番号及び水道局 責任職の自宅又は個人携帯電話番号 (158人分)が登録されていた。	158件	勤務時間内外における公用携帯電話の管理を徹底するとと もに、職務上取り扱う情報についても管理を徹底し、あらため て公用携帯電話を携帯する全職員へセキュリティロックを設 定すること等の注意喚起をする。
8 平成30年10月26日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)に おいて、子育て情報の電子メールを送信 する際、配信登録している方(123人分) のメールアドレスを、他の受信者のメー ルアドレスが判別できない方式(BCC)に 設定して送信すべきところ、全員のメー ルアドレスが表示された状態(TO)で一 斉送信した。	123件	外部の複数のメールアドレス宛にメールを送信する際は、 BCC にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、 ダブルチェックの実施について再度周知し、徹底する。
9 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているド ライバー(再委託者)が当日の配送終了 後、配達先(自治会等)の担当者氏名、 住所、電話番号等が記載された配送伝 票を車に残したまま、事業所に戻らずに 自宅近くの駐車場に車を一晩駐車して いたところ、車上荒らし被害にあい当該配 送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう 徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取 扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再 度指導した。